

## 保有個人データの開示等の手続について

当社は、ご本人および未成年者または成年後見人の法定代理人（以下、ご本人等といいます）のご依頼により、個人情報の開示、訂正、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求（以下、開示請求等といいます）につきまして、以下の要領で開示請求等の手続に対応致します。

### （１）開示請求等の求めの申出先について

お客さまからの保有個人データの開示等の請求につきましては、下記窓口にお申出ください。

ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社所定の書面を郵送致します。

〔保有個人データの開示、訂正等のご請求窓口〕

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町7丁目12番地

株式会社十六総合研究所      電話番号 058-266-1916

### （２）開示請求等の求めの方式について

開示等のご請求につきましては、お客さまにお送りします当社所定の書面を、上記ご請求窓口にてご提出いただくことにより、お手続き致します。

### （３）開示請求等ご請求者（代理人を含む）の本人確認方法について

保有個人データの開示等のご請求を受付けた場合には、以下の書類等により、開示請求者（代理人を含む）のご本人確認をさせていただきます。

1. 開示依頼書に押印した実印の印鑑登録証明書
2. 顔写真付で氏名、生年月日および住所を確認できる公的書類のうち1点 ア. 運転免許証 イ. パスポート ウ. 住民基本台帳 エ. 在留カード、特別永住者証明書
3. 上記2. 以外の書類の場合には、次の公的書類のうち2点 ア. 各種健康保険証 イ. 各種年金手帳（証書） ウ. 各種福祉手帳（証書） エ. 住民票の写 オ. 住民票の記載事項証明書 カ. 戸籍謄本・抄本（「戸籍の附票の写し」を添付）

(4) 手数料

開示請求等のご請求については、「開示依頼書」記載の「項目」指定のものについては、1,100 円の手数料を当社指定の方法によりいただきます。

また、「その他」指定のものについては実費をいただきます。

(5) 回答方法

開示請求等のご回答につきましては、ご本人さま宛に郵便にてご送付致します。（代理人さまからのご請求についてもご本人さま宛にご送付致します。ただし、未成年者、成年被後見人における法定代理人さまからのご請求については代理人さまにご回答します。）

(6) 開示請求等の求めをする者が代理人である場合の代理権を確認する方法

法定代理人の場合には、戸籍謄本、審判書謄本等、開示請求者本人の法定代理人であることを確認できる書類をご提出いただきます。また、任意代理人の場合には当社所定の「委任状」をご提出いただく他、ご本人とのご関係等についてご確認させていただきます。

以上